

岩手県告示第241号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）附則第3項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の床面積の合計を変更しようとする旨届出があった。

平成30年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社、DCMホームマック株式会社及び有限会社アピオ・プランニング
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺区八日町一丁目300番地
- 3 届出事項の概要
 - (1) 変更前の床面積の合計 8,845平方メートル
 - (2) 変更後の床面積の合計 15,168平方メートル
 - (3) 変更する年月日 平成30年10月6日
- 4 届出年月日 平成30年3月5日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間平成30年3月23日から同年5月23日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、奥州市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場
- 6 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成30年3月31日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出してください。